

総務省 テレワークマネージャー相談事業 コロナウイルス対策ガイドライン

第1版

現地派遣実施時のコロナウイルス感染症対策

① 考え方

現地派遣では、相談員と相談者との距離が近いことや、相談時間が比較的長く、三密（密閉、密集、密接）の環境になりやすいことから、感染拡大の予防対策として、下記の対策を講じて実施する。

1. 相談員、相談者のマスクもしくはフェイスシールドの着用
2. 手洗いもしくは手指の消毒
3. 座席間隔の確保
4. 相談員、相談者への体調確認
5. 会場の清掃、消毒、換気
6. 備品の消毒、配布物の取扱
7. 相談者の管理

② 具体的な対策

1. 相談員、相談者のマスクもしくはフェイスシールドの着用
 - ・相談員、相談者のマスク着用を義務とする。
 - ・マスクを着用していない相談者については、現地での実施をお断りする。
2. 手洗いもしくは手指の消毒
 - ・相談員、相談者は事前の手洗いもしくは手指の消毒を実施する。
3. 座席間隔の確保
 - ・向かい合う座席は相談員から2m以上の距離を取る。
 - ・複数名の相談者が椅子を横に並べる場合は、椅子の間隔を最低 2 m以上開ける。
4. 相談員、相談者への体調確認
 - ・事前に各自検温を実施する。
 - ・また、実施時に体調についての申告を依頼し、以下に該当しないか確認し、該当する場合は現地での実施をお断りする。
 - 体温が37.5度以上ある場合
 - 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
5. 会場の清掃、消毒、換気
 - ・実施場所となる会場を選定する場合は、なるべく窓のある場所を選定し、換気を行う。
 - ・会場の清掃、消毒、換気を実施する。
6. 備品の消毒、配布物の取扱
 - ・備品については、手洗いもしくは手指の消毒を済ませた後に触れるようにする。
 - ・パンフレット・説明資料については、データにより配布する。
7. 相談者の管理
 - ・実施にあたっては、氏名・連絡先・参加人数を把握する。
 - ・相談者に対して、相談者の情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを周知する。